

「空家の適正な管理をお願いします！」

空家を放置すると様々な問題が発生します。地域住民の防犯上、防災上の不安を増幅させる要因になります。

空家の管理は所有者の責任です

- ・空家は個人の財産です。所有者は適切に管理する義務があります。
- ・第三者に被害を及ぼした場合、空家所有者は損害賠償などの管理責任を問われます。

(例) 外壁がはがれ落ち通行人が負傷！
⇒治療費や慰謝料を求められた！



家は使われなくなると、途端に傷みが早くなります！

空家等をお持ちの方で、管理にお困りの方は下記団体にご相談ください。

- ◆ **ときがわ町シルバー人材センター** (屋外の草木伐採等)
☎66-0220 <http://www.silver-brain.com/saitama/tokigawa/>
- ◆ 空家管理代行「埼玉県空き家管理サービス事業者登録制度」によるもの
※埼玉県のホームページからご覧いただけます。平成30年4月スタート！
- ・公益社団法人 **埼玉県宅地建物取引業協会**
☎048-811-1840 <https://www.takuken.or.jp/pc/akiya/>
- ・公益社団法人 **全日本不動産協会埼玉県本部**
☎048-866-5225 <http://saitama.zennichi.or.jp/vacant-house/>

- 売却、賃貸、解体なども相談できます。
- * ポスト(郵便物)の確認
- * 駐車場や通路・排水溝清掃
- * 屋根や外壁の劣化目視確認

問 建設環境課 ☎65-1539

ご近所に
迷惑かけたくないな...



私たちが
お手伝いします！



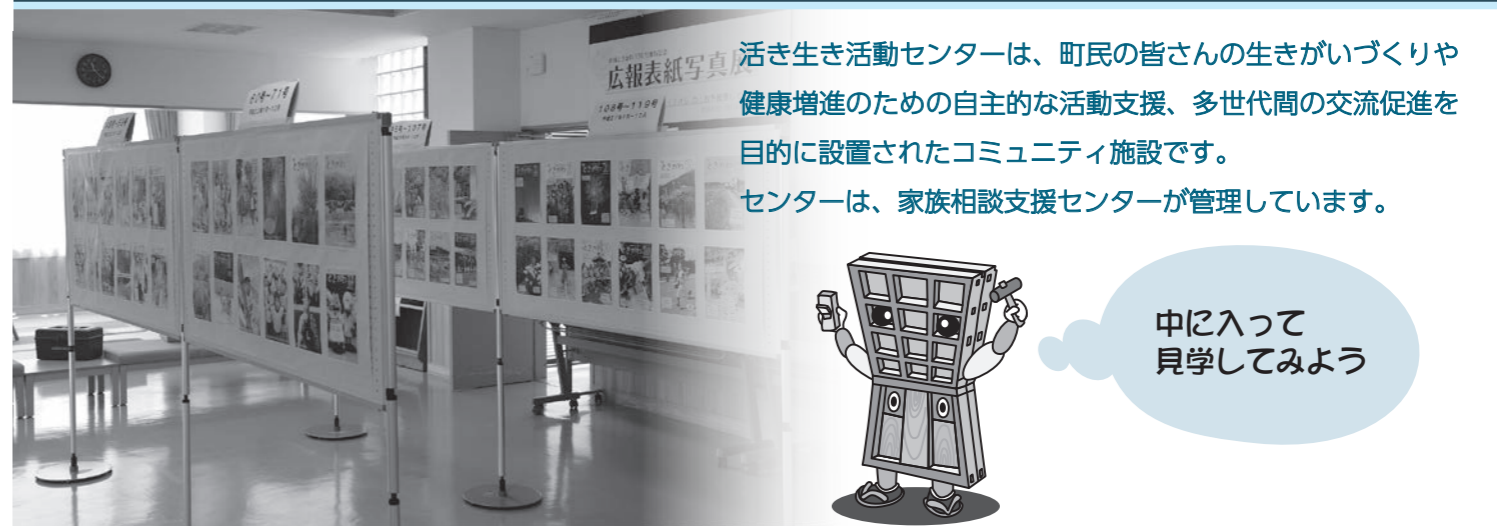
今月の納税

- 固定資産税 第4期
- 国民健康保険税 第8期
- 後期高齢者保険料 第8期
- 介護保険料 第8期

納付期限は2月28日(木)です。

口座振替をご利用の方も同日が振替日ですので、残高不足にご注意ください。残高不足などにより口座振替ができない場合は現金納付になりますのでご注意ください。問 役場税務課 ☎65-0811

活き生き活動センターは 何をしているの？



活き生き活動センターは、町民の皆さんの生きがいづくりや健康増進のための自主的な活動支援、多世代間の交流促進を目的に設置されたコミュニティ施設です。
センターは、家族相談支援センターが管理しています。

中に入って
見学してみよう

センターの機能

まず一つ目は、施設の貸借機能です。広報11、12、1月号で紹介していますので参考にしてください。
二つ目は、家族相談支援センター機能です。主なものは相談所業務や防犯に関することです。迷惑相談、困りごと相談、教育相談、消費生活相談など専門の相談員が、解決方法のアドバイスや必要な相談機関への紹介などに当たります。相談内容により曜日が異なります。詳細は当広報の「くらしの情報」ページに掲載していますので参考にしてください。
そして三つ目が世代間交流やコミュニティづくりの機能です。多世代間交流ホールや2階テラスは、誰でも自由に利用できる交流の場としてご利用できます。散歩の途中の休憩や待ち合わせ、お友達との歓談などお気軽にお立ち寄りください。また、センター共催事業による講座や作品展も開催しています。

活き生き活動センター 共催事業による作品展 協力を募集しています

センターでは、多世代間交流ホールの一角を、生きがいづくりや健康増進活動をしている団体等の作品や活動の発表の場として無料で提供しており、作品等の展示に協力をしてくださる団体や個人を募集しています。

- ◆ 対象団体等 ①町の事業や施策に関連して活動している団体(文化団体、公民館活動、生涯学習、高齢者サロン、子育てサークル、保健センター事業関連団体、趣味の会等)
- ②町内で生きがいづくりや健康づくりのために活動しているグループや個人(仲良しグループ、個人)
- ◆ 展示スペース 1階多世代間交流ホール内。幅300cm×奥行100cm×高さ250cmを基本とします。
- ◆ 展示期間 15日以内
- ◆ 展示方法 陳列ケースはありません。オープン展示となります。
- ◆ 展示用資材 展示用パネル、フック、テーブル等を貸し出しします。



共催事業として手芸作品の展示をしてくださった
大人女(おとめ)クラブの皆さん

- ◆ 展示準備・片づけ 展示方法や取扱いについては協議の上、共同で実施します。
- ◆ 広報・掲示物 チラシや予告ポスター、看板は事務局で作成し、町ホームページに掲載します。
- ◆ 展示内容 作品展と併せて活動紹介は必須です。そのほか会員募集やワークショップ開催のPR、アンケートが可能です。
- ◆ ご注意 当事業では、事業者や営利目的の展示(販売)はできません。事業者や営利目的の展示をご希望の場合は、有料利用となります。
- ◆ 申込み・問い合わせ ときがわ町活き生き活動センター ☎66-0222